

令和6年3月13日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東栄町長 村上孝治

市町村名 (市町村コード)	東栄町 (23562)
地域名 (地域内農業集落名)	振草村 (桑原地区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月5日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の高齢化が進んでいるものの、担い手がお引き継ぎで行ける状況になる。しかし、一部において担い手がいない農地も存在するため、誰がどのように管理していくのが課題となる。
営農環境では、この地域は山林に挟まれた地域であり、水がたまりやすく、日照も短い。そのため水捌けが悪く営農状態が悪い。また、鳥獣被害も多いため、営農環境をよくするためのどのような方法で行っていくかが課題である。

【地域の基礎的データ】

農業者:5人(うち50歳代以下1人)、団体経営体:桑原地区環境保全会、桑原地区集落協定
主な作物:水稲、里芋、白菜、ナス等

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・現状維持を目標とし、どうやって維持していくのかを検討する。
- ・担い手がいない農地については地域一体となってサポートする。
- ・耕作を希望する方がいる場合は検討する。
- ・営農状態をよくするための施策を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地区域を、農業上の利用が行われる区域とする。
現状で担い手がいない地域には保全・管理区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者を中心に、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を踏まえて、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
予定なし
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・交付金を活用しつつ、就農希望者がすぐに耕作を開始できるように保全管理を地域一体となり行う ・町などと連携し、就農希望者に農地を紹介できる体制を確立する
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカ、サルなどの被害を抑えるために、侵入防止策をとる。
- ⑦中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金事業を活用し、適切な維持管理を行う。